

計画の記載内容		頁	事業名	事業内容	H27実施結果	H27決算額 (単位:千円)	H28実施計画	担当課・班	
第1章 教育・保育の充実 と子育て家庭の支援	第1節 県設定区域								
	第2節 教育・保育の提供体制の確保								
	第3節 認可・認定に関する受給調整								
	第4節 教育・保育の一体的な提供とその推進	1 認定こども園の普及	67			認定こども園の認定・認可に関して、市町村や事業者からの相談に応じ、技術的助言や指導を行った。		認定こども園の認定・認可に関して、市町村や事業者からの相談に応じ、技術的助言や指導を引き続き行う。	子育て支援課
		2 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携 (1)教育・保育施設と小学校の連携	67			・各市町村教育委員会による取組状況のアンケート調査を実施 教育課程等の連携が進んでいる市町村数 8市町村		【平成28年度新規事業】「幼児教育の推進体制構築事業」 ・アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム千葉県モデル作成準備	教育庁指導課
			67						
	第5節 人材の確保と資質の向上	1 特定教育・保育等を行う者の見込み数	69						
		2 研修の実施 (1)幼稚園教諭等に対する研修	70	○研修事業(総合教育センター) ○幼稚園教育理解推進事業(都道府県協議会)	・幼稚園等初任者研修 ・10年経験者研修 ・保育技術協議会 ・園長等運営管理協議会	・幼稚園等初任者研修(年10回・158名) ・10年経験者研修(年2回・名) ・保育技術協議会(年2回・108名) ・園長等運営管理協議会(年2回・60名)	・初 199 ・10年 124 ・保育・園長等 138(国費)	・幼稚園等初任者研修 ・10年経験者研修 ・保育技術協議会 ・園長等運営管理協議会	教育庁指導課
	(2)保育士等に対する研修		71	保育所保育士等研修事業	保育所保育士等に対して必要な知識・技術の習得を図るため、各種研修を実施する。	○階層別研修 ・保育所長研修会(1回、183人) ・主任保育士研修会(1回、100人) ・中堅保育士研修会(1回、124人) ・初級保育士研修会(1回、158人) ○専門分野別研修 ・乳児保育・健康管理研修会(1回、173人) ・障害児保育担当者研修会(1回、109人) ・病児・病後児保育研修会(1回、58人) ・アレルギー研修会(1回、157人) ・子育て支援事業研修(1回、100人) ・新しい保育制度に関する研修会(1回、117人)	4,000	○階層別研修 ・保育所長研修会(1回以上) ・主任保育士研修会(1回以上) ・中堅保育士研修会(1回以上) ・初級保育士研修会(1回以上) ○専門分野別研修 ・乳児保育・健康管理研修会(1回以上) ・障害児保育担当者研修会(1回以上) ・病児・病後児保育研修会(1回以上) ・アレルギー研修会(1回以上) ・子育て支援事業研修(1回以上) ・新しい保育制度に関する研修会(1回以上)	子育て支援課
	(3)共通の研修	72	○研修事業(総合教育センター) ○幼稚園教育理解推進事業(都道府県協議会) 【再掲】	・幼稚園等初任者研修 ・10年経験者研修 ・保育技術協議会 ・園長等運営管理協議会	・幼稚園等初任者研修(年10回・158名) ・10年経験者研修(年回・名) ・保育技術協議会(年2回・108名) ・園長等運営管理協議会(年2回・60名)	・初 199 ・10年 124 ・保育・園長等 138(国費)	・幼稚園等初任者研修 ・10年経験者研修 ・保育技術協議会 ・園長等運営管理協議会	教育庁指導課	



計画の記載内容		頁	事業名	事業内容	H27実施結果	H27決算額 (単位:千円)	H28実施計画	担当課・班	
第7節 小学生の放課後対応の充実	1 放課後児童健全育成事業の推進	77	子ども子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)	市町村が子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する放課後児童健全育成事業に係る運営費を助成することにより、放課後児童対策の推進を図る。	54市町村 1,140箇所に対する補助を実施。	1,762,727	54市町村 1,282箇所に対する補助	子育て支援課	
			子ども子育て支援整備交付金	市町村が子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図る。	7市町 12箇所に対する補助を実施。	95,238	27箇所に対する補助		
			放課後児童支援員認定資格研修	千葉県内の放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員として、必要な知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心構えを認識し、有資格者となるための研修として、「放課後児童支援員認定資格研修事業」を実施する。	1回120名の規模で3回研修を実施。 ⇒修了者347名	2,425	1回120名の規模で10回研修を実施。		
	2 放課後子供教室推進事業	78	放課後子供教室推進事業	子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)づくりのため、小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。 本事業は、留守家庭児童を対象とする「放課後児童健全育成事業」と一体的あるいは連携した総合的な放課後対策(放課後子ども総合プラン)として推進する。	①放課後子ども総合プラン指導スタッフ等研修会8月実施:87名参加(放課後児童クラブスタッフも参加) ②地域による学校支援活動推進委員会3回実施 ③事業実施28市町194校(174教室)へ事業の補助	88,613	①放課後子ども総合プラン指導スタッフ等研修会9月実施(放課後児童クラブスタッフも参加) ②地域による学校支援活動推進委員会3回実施 ③事業実施29市町217校(202教室)へ事業の補助	教育庁生涯学習課	
第2章  子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	第1節 子ども虐待防止対策の充実	1 児童相談所の体制の強化	79	児童虐待対応法律アドバイザー	高度な専門性と緊急性を必要とする児童虐待相談に的確に対応するため、法律上の助言を受けることができる弁護士を虐待対応法律アドバイザーとして登録する。	○県6児童相談所 計196回活用	3,411	○県6児童相談所で随時案件発生時に活用予定	児童家庭課
			79	児童虐待対応専門委員	児童相談所の困難事例に対応できる専門性の確保、施設内虐待の防止・家族関係支援等に係る施設入所中の児童や家族、施設職員等に対するの助言及び支援を行うため、児童精神科医、弁護士、臨床心理士、児童福祉司等を児童虐待対応専門委員として登録する。	○県6児童相談所 計68回活用	1,840	○県6児童相談所で随時案件発生時に活用予定	児童家庭課
			79	児童虐待対応協力医師	虐待を受けた(疑いのある)児童について高度な専門性が求められる場合に、医師の診断や助言を受け児童相談所が専門性と客観性を確保し、適切な対応が図られるよう法医学専門医、産婦人科医、児童精神科医等を登録する。	○県6児童相談所 計42回活用	605	○県6児童相談所で随時案件発生時に活用予定	児童家庭課
			80	子ども家庭110番	24時間・365日体制で児童虐待をはじめとする電話相談に対応するため、中央児童相談所に電話相談員を配置する。	○相談員7名を配置 ○相談件数2599件(以下内訳) ・養護(虐待含)883件 ・保健73件 ・障害59件 ・非行27件 ・育成679件 ・その他800件	16,886	○相談員7名を配置	児童家庭課
			80	児童相談所職員派遣研修	児童相談所の体制強化を図るため、外部専門機関の実施する各種研修等を受講する。	○全児相で計30名を派遣 ・内訳:中央4、市川7、柏8、銚子5、東上総3、君津3	480	全児相で約30名程度の派遣を予定。	児童家庭課
			80	市町村等児童虐待相談職員研修	市町村職員等の資質向上、児童虐待の防止及び支援システムの構築を効率的に行うため、児童虐待関係業務担当者を対象とする研修を実施する。	○DV・児童虐待相談新任職員研修(I部2回 216人、II部2回 181人) ○DV・児童虐待相談担当職員研修(2回 160人) ○児童福祉司資格認定講習(1回 33人)	812	○DV・児童虐待相談新任職員研修(I部2回、II部2回) ○DV・児童虐待相談担当職員研修(2回) ○児童福祉司資格認定講習(1回)	児童家庭課

計画の記載内容	頁	事業名	事業内容	H27実施結果	H27決算額 (単位:千円)	H28実施計画	担当課・班	
	80	児童虐待防止対策担当管理職研修	市町村の家庭等における暴力対策担当管理職等を対象に、児童虐待防止対策の共通認識を図るための会議の開催及び家庭内暴力の特質、組織的対応のための留意事項、関係機関との連携のために必要な事項等についての研修を実施する。	○児童虐待防止対策担当管理職研修(2回 135人)	80	○児童虐待防止対策担当管理職研修(2回)	児童家庭課	
	80	児童相談所支援システム整備事業	児童虐待に迅速かつ的確に対応できるよう、児童相談所支援システムの運用管理等を行う。	○運用保守 2,211 ○社会保障・税番号制度の導入に必要なシステムの改修 4,860	7,071	○運用保守 2,176 ○事務効率向上のための改修 756 ○社会保障・税番号制度の導入に必要なシステムの改修及びテスト対応 1,458	児童家庭課	
	2 市町村や関係機関との役割分担、連携の推進	80	市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業	県内市町村が設置する児童虐待防止ネットワーク及び要保護児童対策地域協議会の機能強化及びネットワークを設置する市町村の協議会への移行を支援するため、専門的人材の確保が困難な市町村に専門家を派遣する。	○6市2町 計8回派遣	252	○年10回程度派遣予定	児童家庭課
	80	市町村等児童虐待相談職員研修【再掲】	市町村職員等の資質向上、児童虐待の防止及び支援システムの構築を効率的に行うため、児童虐待関係業務担当者を対象とする研修を実施する。				児童家庭課	
	80	児童虐待防止医療ネットワーク事業	頭部外傷をはじめ、虐待を疑わせるような児童の受診に対応するため、中核的な医療機関を中心として、児童虐待対応のネットワーク作りや医療従事者の教育等を行う。	○以下の4事業を実施 ①中核的医療機関に1名のコーディネーター配置 ②地域医療機関への助言(計7件) ③医療保健従事者向け研修会・2回、165名参加 ④関係機関連携会議全体会・4回、174名参加	4,234	○以下の4事業を実施予定 ①中核的医療機関に1名のコーディネーター配置 ②地域医療機関の助言 ③医療保健従事者向け研修会・2回以上 ④関係機関連携会議全体会・4回以上	児童家庭課	
	3 妊娠期からの養育支援に関する相談・支援体制の整備	82	乳児家庭全戸訪問事業	生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うために要する費用を支援する。	実施市町村数:41 家庭訪問件数:42,782	45,260	実施市町村数:41	児童家庭課
	82	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助等を行うために必要な費用を支援する。	実施市町村数:21 家庭訪問件数:3,705	10,911	実施市町村数:21	児童家庭課	
	82	市町村母子保健担当者研修	市町村母子保健担当保健師等を対象に、虐待に関する実践的研修を実施する。	・I部(1回、39人) ・II部(3回、62人) ・III部(1回、32人)	234	・I部(1回、定員100人) ・II部(3回、定員各回30人) ・III部(2回、定員各回80人)	児童家庭課	
	4 子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証	82	児童虐待死亡事例等検証委員会	児童虐待死亡事例等の検証を行い、死亡事例の再発防止や児童虐待の未然防止に向けた対応策等を検討する。	児童虐待死亡事例等の検証を行い、死亡事例の再発防止や児童虐待の未然防止に向けた対応策等を検討した。 ○【第1回】検証委員会	105	児童虐待死亡事例等の検証を行い、死亡事例の再発防止や児童虐待の未然防止に向けた対応策等を検討する。 ○現地調査 ○【第2回】検証委員会 ○【第3回】検証委員会	児童家庭課
	第2節 社会的擁護体制の充実	1 家庭的擁護の推進	83	里親委託を推進する事業	里親制度に関する普及啓発を行うことにより、里親希望者を里親登録へつなげる。また、里親への委託を進めるとともに、里親の資質向上を図るための研修、里親に対する相談援助、交流の促進など、里親に対する支援を推進する。	○千葉県里親大会の開催(1回、109人) ○養育里親研修(新規認定・更新各2回、通算399人) ○専門里親研修(新規認定・更新各1回、計9人) ○里親委託推進・支援等事業(代表者・地区会議各2回以上) ○里親等による相互交流(16回、481名) ○里親制度振興事業補助金(研修3回、保険130名) ○里親対応専門員の配置(6名)	21,956	○千葉県里親大会の開催(1回、100人) ○養育里親研修(新規認定・更新各2回、通算460人) ○専門里親研修(新規認定・更新各1回、計12人) ○里親委託推進・支援等事業(代表者・地区会議各2回以上) ○里親等による相互交流 ○里親制度振興事業補助金(保険160名) ○里親対応専門員の配置(6名)
83	児童家庭支援センター運営補助事業	地域の児童、家庭の福祉向上を図るため、児童に関する家庭その他からの相談に必要な助言を行うとともに、保護を要する児童等に対する指導を行い、あわせて児童相談所等との連絡調整等を総合的に行う児童家庭支援センターの運営を補助する。	児童家庭支援センターで相談・指導等を実施した。(7か所、対応件数通算9,936件)	89,803	児童家庭支援センターで相談・指導等を実施する。(7か所)	児童家庭課		

計画の記載内容	頁	事業名	事業内容	H27実施結果	H27決算額 (単位:千円)	H28実施計画	担当課・班
2 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成	84	次世代育成支援対策施設整備交付金事業	児童福祉施設等の整備促進と入居者等の処遇向上を図るため、国の交付金を活用して社会福祉法人等が設置する児童福祉施設等の整備を行う。	○現年分 ・情緒障害児短期治療施設 創設 ・東海学園 本園 改築(2年目) ○繰越分 ・国府台母子ホーム 増改築 ・東海学園 本園 改築(1年目)	現年分 336,393  繰越分 360,325	○乳児院緊急整備促進事業 ・(仮称)イーハトーブ 新設 ・(仮称)風の村乳児院 新設 ○次世代育成支援対策施設整備交付金事業 ・恩寵園大規模修繕 ・晴香園大規模修繕 ・子山ホーム大規模修繕	児童家庭課
	84	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業	施設種別、職種別に行われる研修への参加促進や障害児施設や家庭的環境の下での個別的关系を重視したケアを実施している施設での実践研修への参加により、児童に対するケアの充実を図る。	○実施施設 ・児童養護施設 14施設 (164人) ・乳児院 1施設 (18人) ・児童家庭支援センター 7施設 (18人) ・自立援助ホーム 1施設 (3人) ・ファミリーホーム 2施設 (5人) ・婦人保護施設 1施設 (8人) ・母子生活支援施設 2施設 (19人)	9,265	○実施予定施設 ・児童養護施設 15施設 (245人) ・乳児院 1施設 (24人) ・情緒障害児短期治療施設 1施設 (30人) ・児童家庭支援センター 6施設 (15人) ・自立援助ホーム 2施設 (5人) ・ファミリーホーム 3施設 (6人) ・婦人保護施設 1施設 (5人) ・母子生活支援施設 2施設 (22人)	児童家庭課
	84	児童保護措置費	児童福祉法に基づき、民間の児童福祉施設等に子どもや母子を措置したことにより要する施設の人件費や入所者の生活費等を負担する。	児童養護施設16施設(及び地域小規模児童養護施設6施設)、乳児院4施設、ファミリーホーム6施設、母子生活支援施設3施設、委託里親数155組(年度末)に措置費を支出した。	4,565,037	既存施設を併せ、平成28年度開設する施設への措置費の支出を実施する。  【新規開設施設】 情緒障害児短期治療施設(定員30名) 地域小規模児童養護施設(定員6名) ファミリーホーム(定員5名と6名の2施設)	児童家庭課
	84	情緒障害児短期治療施設開設支援事業	情緒障害児短期治療施設の整備を進める事業者の負担軽減のため、補助の上乗せを行う。	情緒障害児短期治療施設の整備を進める事業者の負担軽減のため、県独自の上乗せ補助制度を創設し、補助を実施した。	38,550		児童家庭課
3 自立支援の充実	85	児童保護費措置費	民間児童福祉施設等に係る生活費及び施設運営費について、国の交付基準に算入して支弁する。	国の交付基準に算入して措置費を支出した。  ・児童養護施設・乳児院の各月初日平均措置児童数792名 ・里親・ファミリーホーム年度末委託児童数224名	84,492	国の交付基準に算入して措置費を支出する。  ・情緒障害児短期治療施設を支弁対象に追加 ・里親・ファミリーホーム委託児童数31名増加	児童家庭課
	85	身元保証人確保対策事業	児童養護施設等を対処する子ども等の自立支援を図るため、(福)全国社会福祉協議会による身元保証人確保対策事業に要する経費の一部を補助する。	就職児の身元保証7名 賃貸住宅等の賃借児の連帯保証8名	193	就職児の身元保証6名 賃貸住宅等の賃借児の連帯保証9名	児童家庭課
	85	児童保護措置費【再掲】	児童福祉法に基づき、民間の児童福祉施設等に子どもや母子を措置したことにより要する施設の人件費や入所者の生活費等を負担する。				児童家庭課
	85	児童保護措置費(自立援助ホーム)【児童保護措置費の一部】	児童福祉法に基づき、民間の児童福祉施設等に子どもや母子を措置したことにより要する施設の人件費や入所者の生活費等を負担する。	自立援助ホームに措置費を支出した。(5施設) ・各月初日平均措置児童数 15名	85,310	自立援助ホームに措置費を支出する。  ・1施設開設(定員6名) ・各月初日平均措置児童数を6名増加	児童家庭課
4 家庭支援及び地域支援の充実	85	市町村等児童虐待相談職員研修【再掲】	市町村職員等の資質向上、児童虐待の防止及び支援システムの構築を効率的に行うため、児童虐待関係業務担当者を対象とする研修を実施する。				児童家庭課
5 子どもの権利擁護の推進	86	児童相談所職員派遣研修【再掲】	児童相談所の体制強化を図るため、外部専門機関の実施する各種研修等を受講する。				児童家庭課
	86	養育里親研修・専門里親研修【里親委託を推進する事業の一部再掲】	養育里親として必要な基礎的知識や技術の習得のための講義、実習を行う。また、被虐待児等の専門的ケアが必要な児童を受け入れる専門里親を養成する研修を実施する。	○養育里親研修(新規認定・更新各2回、通算399人) ○専門里親研修(新規認定・更新各1回、計9人)	3,025	○養育里親研修(新規認定・更新各2回、通算460人) ○専門里親研修(新規認定・更新各1回、計12人)	児童家庭課

計画の記載内容		頁	事業名	事業内容	H27実施結果	H27決算額 (単位:千円)	H28実施計画	担当課・班
第3節 ひとり親家庭の自立支援の推進		86	基幹的職員研修	施設に入所している子ども及びその家庭への支援の質を確保するため、その担い手である施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制の整備を図る。	○前期2日、後期2日、全4日実施 ○受講者計18名、うち新規受講者12名	180	○全4日間実施予定(2/2、2/3、2/23、3/6)	児童家庭課
		86	児童保護措置費【再掲】	児童福祉法に基づき、民間の児童福祉施設等に子どもや母子を措置したことにより要する施設の人件費や入所者の生活費等を負担する。				児童家庭課
	1 子育て・生活支援	87	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、就学や疾病等により一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し支援する。	実施市町村に対する補助事業 (国1/2、県1/4、市町村1/4) 26家庭に対し延べ488回支援	1,576	実施市町村に対する補助事業 (国1/2、県1/4、市町村1/4) 約50家庭に対し延べ950回支援	児童家庭課
		87	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭の親等が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、子どもを対象に学習支援等や親を対象とした生活相談等を行う。	実施市町村に対する補助事業 (国1/2、県1/4、市町村1/4) 1市に対し補助。	237	実施市町村に対する補助事業 (国1/2、県1/4、市町村1/4) 3市に対し補助。	児童家庭課
	2 就業支援	88	就業支援講習会事業	ひとり親家庭の親の就労支援のため、資格等を取得するための就業支援講習会を実施する。	パソコン講習会4講座71名受講 介護職員初任者研修1講座15名受講	6,242	パソコン講習会2講座36名受講予定 介護職員初任者研修2講座54名受講予定	児童家庭課
		88	母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親の就労をより効果的に促進するため、養成機関で修業する等、自主的に職業能力の開発を行うひとり親家庭の親に対し給付金を支給する。 (町村分に対して、県が実施。)	高等職業訓練促進給付金12名	10,834	自立支援教育訓練給付金2名 高等職業訓練促進給付金7名 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業12件	児童家庭課
		88	ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、市町村が行うひとり親家庭等の医療費等助成事業に対して助成する。	対象者数31,884人	333,235	対象者数31,249人(予定)	児童家庭課
	3 養育費確保支援	89	母子家庭等地域生活支援事業	母子家庭等就業・支援センターに養育費専門の相談員を配置し、相談を受け、養育費の取得率の向上を図る。	延べ相談件数36件	752	延べ相談件数36件	児童家庭課
		89	面会交流支援事業	民法改正法(H23.6月公布)で、協議離婚で定める「子の監護について必要な事項」として明示された親子の面会交流について、相談等を受け支援する。	実施件数1件、事前相談件数20件	73	実施件数約15件	児童家庭課
	4 経済的支援	90	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童の生活の安定と自立の促進に寄与するため手当を支給する。(町村分を県が支給)	支給人数1,421人	660,526	支給人数約1,500人	児童家庭課
		90	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、修学資金等の貸付けを行う。	貸付件数232件	134,565	貸付件数232件	児童家庭課
		90	ひとり親家庭等医療費等助成事業【再掲】	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、市町村が行うひとり親家庭等の医療費等助成事業に対して助成する。				児童家庭課
	5 支援体制の充実	91	管内自治体・福祉事務所支援事業	母子・父子自立支援員等の専門性や資質の向上を図るため研修を実施する。	平成28年2月に研修会実施。	30	平成29年3月に研修会実施予定。	児童家庭課

計画の記載内容	頁	事業名	事業内容	H27実施結果	H27決算額 (単位:千円)	H28実施計画	担当課・班	
第4節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進	92	母子保健指導事業	・県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修会を開催	○県実施 ・母子保健担当者会議(2回、128人) ・母子保健指導者研修会(1回、104人)  ○健康福祉センター実施 ・母子保健推進員研修会(10回、543人) ・新生児・妊産婦訪問指導員研修会(6回、192人) ・その他研修会(3回、112人) ・保健所母子保健推進協議会(20回、374人) ・その他会議(29回、666人)	2805	H27同様に実施予定	児童家庭課	
	92	先天性代謝異常等検査事業	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等を新生児期に早期発見するためのスクリーニング検査を実施し、将来の知的障害や突然死などを防止する	実施数38,684件、患者発見数39名	103357	H27同様に実施予定	児童家庭課	
	92	不妊相談センター事業	・不妊に悩む方を対象に、不妊に関する相談や不妊治療に関する情報提供等を、4健康福祉センター(松戸、印旛、長生、君津)で実施 ・相談業務に従事する職員や特定不妊治療指定医療機関職員の資質の向上を図るため研修会を開催	○専門医師等による不妊相談 4健康福祉センター(松戸、印旛、長生、君津)面接相談24日 電話相談42日 相談人員146人 相談件数322件 ○医療従事者研修会(1回) ○不妊講演会 松戸、印旛、長生、君津各健康福祉センター1回ずつ開催	1019	H27同様に実施予定	児童家庭課	
	93	母子保健指導事業(再掲)	・県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修会を開催					児童家庭課
	94	思春期保健相談事業	思春期の子どもと心と身体の健全な育成を図るため、思春期特有の悩み相談や同世代の仲間同士が悩みや知識を共有しあえる相談の場を設け相談しやすい体制を整備する	・講演会(44回、2,923人) ・個別相談(39回、156人) ・思春期保健関係者会議(4回、120人)	1918	H27同様に実施予定	児童家庭課	
第5節 障害児施策の推進	95	障害児通所支援事業所の指定	児童発達支援事業所、児童発達支援センター、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の事業所の拡充を図る	・児童発達支援事業所指定 42件 ・児童発達支援センター指定 5件 ・放課後等デイサービス指定 67件 ・保育所等訪問支援指定 15件			障害福祉課	
	96	短期入所事業所の指定	障害のある子どもの家族のレスパイトに対応するため短期入所事業所の拡充を図る	・短期入所事業所指定 6件			障害福祉課	
	96	千葉県障害児等療育支援事業	障害児(者)施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び、在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図る	・訪問相談支援事業 705件 ・訪問療育支援事業 992件 ・外来相談支援事業 583件 ・外来療育支援事業(個別) 22,823件 ・外来療育支援事業(集団) 958件 ・施設支援指導事業 647.5件	78,871	・訪問相談支援事業 ・訪問療育支援事業 ・外来相談支援事業 ・外来療育支援事業(個別) ・外来療育支援事業(集団) ・施設支援指導事業	障害福祉課	
	97	発達障害のある児童生徒への指導・支援の充実事業	○公立幼稚園、こども園研究協議会で特別支援教育に関する講話を実施する。 ○高等学校において「インクルーシブ教育システムの構築」に関する研修会を実施する。	○公立幼稚園、こども園研究協議会での講話(1回 50人) ○ティーチャーズ・トレーニング研修(5回 62人) ○高等学校への出前講座(2回 100人)	279	○公立幼稚園、こども園研究協議会での講話(1回以上) ○ティーチャーズ・トレーニング研修(5回) ○高等学校への出前講座(1回以上) ○「インクルーシブ教育システム研修会」(校長層を対象に5会場で実施)	教育庁特別支援教育課	

計画の記載内容	頁	事業名	事業内容	H27実施結果	H27決算額 (単位:千円)	H28実施計画	担当課・班
(1) 保育所、認定こども園、放課後児童クラブにおける特別支援教育に関する研修	97	保育所保育士等研修事業【再掲】	保育所保育士等に対して必要な知識・技術の習得を図るため、各種研修を実施する。	○階層別研修 ・保育所長研修会(1回、183人) ・主任保育士研修会(1回、100人) ・中堅保育士研修会(1回、124人) ・初級保育士研修会(1回、158人) ○専門分野別研修 ・乳児保育・健康管理研修会(1回、173人) ・障害児保育担当者研修会(1回、109人) ・病児・病後児保育研修会(1回、58人) ・アレルギー研修会(1回、157人) ・子育て支援事業研修(1回、100人) ・新しい保育制度に関する研修会(1回、117人)	4,000	○階層別研修 ・保育所長研修会(1回以上) ・主任保育士研修会(1回以上) ・中堅保育士研修会(1回以上) ・初級保育士研修会(1回以上) ○専門分野別研修 ・乳児保育・健康管理研修会(1回以上) ・障害児保育担当者研修会(1回以上) ・病児・病後児保育研修会(1回以上) ・アレルギー研修会(1回以上) ・子育て支援事業研修(1回以上) ・新しい保育制度に関する研修会(1回以上)	子育て支援課
(2) 保健・医療などの関係機関及び児童発達支援センター、発達障害者支援センター(CAS)との連携	98		学校において、特別支援教育に関する職員研修に外部専門家を招いて助言を受ける等、関係機関との連携を図る。	○高等学校での発達障害者支援センター(CAS)職員を外部講師とする研修会(2回 50人)		○発達障害者支援センター(CAS)職員を外部講師とする研修会またはケース会議(1回以上)	教育庁特別支援教育課
(3) 校内支援体制の充実(学校における特別支援教育コーディネーターの充実等)	98	発達障害のある児童生徒への指導・支援の充実事業	市町村教育委員会指導主事及び管理主事を対象とした「インクルーシブ教育システム研修会」を実施し、個別の教育支援計画の重要性及び校内委員会における特別支援教育コーディネーターの重要性について重点的に説明する。	○インクルーシブ教育システム研修会(市町村教育委員会指導主事及び管理主事を対象) (2回 64人)	279	○「インクルーシブ教育システム研修会」(校長層を対象に5会場で実施) <個別の教育支援計画及び特別支援教育コーディネーターの重要性について、説明>	教育庁特別支援教育課
(4) 医療依存度が高く特別支援学校への通学が困難な児童・生徒に対する訪問教育	98		医療依存度が高く特別支援学校への通学が困難な児童生徒への教育の充実を図るため、家庭、病院、施設への訪問教育を実施する。	○公立特別支援学校における訪問教育(26校92名)		○公立特別支援学校における訪問教育	教育庁特別支援教育課
(5) いじめや不登校の問題にかかる関係・相談機関との連携による支援	98		いじめ防止と適切な対応や生徒指導に関する諸問題への対応に向けて関係機関と連携して取り組むように、各種会議等の中で理解啓発を図る。	○特別支援学校生徒指導主事連絡協議会(2回)		○特別支援学校生徒指導主事連絡協議会(2回)	教育庁特別支援教育課
(6) 卒業後の進路にかかる就労関係機関との連携	98		高等学校や特別支援学校の卒業後の進路について、個別の移行支援計画の作成及び活用を図り、学校とハローワーク、就労支援施設、相談支援事業所などの就労関係機関との各種会議の中で情報共有する。	○特別支援学校就労支援コーディネーター連絡協議会(4回) ○特別支援学校進路指導主事連絡協議会(2回)		○特別支援学校就労支援コーディネーター連絡協議会(4回) ○特別支援学校進路指導主事連絡協議会(2回)	教育庁特別支援教育課
5 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	98	小児等在宅医療連携拠点事業	医療的ケアが必要な障害児等及びその家族への在宅支援の強化を図るため、訪問看護師等の育成や相談支援専門員の育成を行う	・訪問看護師育成研修(4回、100人) ・喀痰吸引研修(2地域、18人) ・相談支援専門員研修(専門コース)(1回、67人)	2,258	・訪問看護師育成研修(4回) ・喀痰吸引研修(3地域) ・相談支援専門員研修(専門コース)(1回)	障害福祉課